

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：18001  
 研究種目：基盤研究(B)  
 研究期間：2012～2014  
 課題番号：24330248  
 研究課題名(和文)話し合い活動を重視した道徳授業の根本原理となる批判的討議倫理学の理論的基礎研究  
  
 研究課題名(英文)A Theoretical Study of Critical Discourse Ethics Which Becomes the Fundamental Principle on the Discussion Based Lesson  
  
 研究代表者  
 上地 完治 (UECHI, KANJI)  
  
 琉球大学・教育学部・教授  
  
 研究者番号：50304374  
  
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,400,000円

研究成果の概要(和文)：1)道徳教育では、社会に通用している規範を正しいものとして捉える段階と、それらの規範を疑い討議をおこなう段階があり、後者において討議倫理学が必要となる。規範は、妥当性を付与された道徳と、個別具体的な集団や個人の生活に結びついた価値とに分かれ、道徳の優位性が重視される。2)ハーバーマスの討議倫理学は啓蒙を基盤とする近代教育学の枠組み自体を再構成する。3)「教室という社会」の構成員である子どもたちがその正当性(根拠)を話し合いによって吟味し合うことで、教室の規範構造を再構成する。その際、既存の社会のなかで獲得した規範の正しさに対して学習者が仮説的態度をとることによって、構成的学習が可能になる。

研究成果の概要(英文)：(1) There are two phases in moral education; one is the stage in which valid norms in the society are accepted as the right, the other is the stage in which even valid norms in the society are doubted and discussed their rightness, and it is in the latter case that there needs discourse ethics which legitimates norms. Norms are separated into the moral and the value; the moral is given the legitimation, and the value connects to the specific and concrete way of life of groups and individuals, and the moral is given priority to. (2) Habermas' discourse ethics reconstructs the framework of modern education which is based on the concept of enlightenment. (3) Children who are the members of "the classroom as a society" reconstruct the norm system of the classroom by discussing and examining the legitimation of norms each other. During that process, constructive learning become possible when learner takes the hypothetical attitude to norms which seem valid in the existing society.

研究分野：教育哲学、道徳教育

キーワード：道徳教育 討議倫理学 ハーバーマス 話し合い コールバーグ 正義 近代教育批判

### 1. 研究開始当初の背景

平成20年に改訂された学習指導要領では、小・中学校における道徳教育で「話し合い活動」を重視するという観点が新たに盛り込まれた。これは、道徳教育にとどまらず教科教育を含むすべての学校教育活動における重点項目として位置づけられており、いわばこの改訂の目玉の1つといえるものである。だが、従来の正しい価値や規範の伝達に代わる新たな授業の創造が求められているにもかかわらず、そのための基本的な原理がいまだ理論的に整理されているとはいえないのが現状であった。話し合い活動を重視する道徳教育を展開するための鍵の1つが、ドイツの社会哲学者ユルゲン・ハーバーマスが提唱する「討議」と「討議倫理学」である。

### 2. 研究の目的

本研究プロジェクトでは、話し合い活動を重視した道徳授業を構築するための根本原理として、討議倫理学の可能性と課題を理論的に整理し、批判的討議倫理学という新たな理論的立場を確立し、今後の授業実践開発のために有益な理論的基礎研究を提供することを目的とした。なお、批判的討議倫理学とは、ハーバーマスの討議倫理学に対して、ホネットの道徳理論と、アメリカの批判的教育学・批判的教育研究の観点から修正を加えた理論的立場を意味している。

### 3. 研究の方法

本研究では、ハーバーマスの討議倫理学を中心に、教育哲学、道徳教育、批判的教育学に関する文献を中心に文献研究をおこなった。

### 4. 研究成果

#### (1) ハーバーマスの討議倫理学の意義

##### 真理性ではなく正当性を問う道徳

ハーバーマスによれば、規範的発言の正しさは、真か偽かではなく、正当か不当かによって決定されているという。そして、真理性と正当性という妥当要求を求める言語行為

は、それぞれの妥当要求と異なるかわり方をしているという。例えば、事実は、言語化されてはじめて真理性が問われ、実験などによってその真偽が明らかになるが、規範は、言語化される以前に、規範が順守されているかどうかという現実によって正当かどうか明らかになっている。そこから、ハーバーマスは、「ある規範が間主観的に承認されているという社会的事実とそれが承認すべきものであるということを区別しなければならない」と述べる。

このような区別は、ハーバーマスが示している慣習的段階の道徳と脱慣習的段階の道徳にもみられる。慣習的段階では、社会に通用している規範を正しいものとして捉えるため、その明証性は生活世界から引き出すことができる。この段階では、道徳に関する問題は善き生活の圏内にあり、その圏内で解決される。

脱慣習的段階では、それらの規範を疑い、討議をおこなうことができる。例えば、伝承された規範は善き生活の圏内ではなく、原理に照らして正当化されなければならない。すなわち、単に事実として当てはまることや伝え聞いたことは、道徳的な正しさを証明する根拠にならないということである。では、何によって、道徳的な正しさ(正当性)を証明するのだろうか。

ここで、正義の原理による方向づけ、いいかえれば、規範を根拠づける討議の手続きによる方向づけが必要になる。討議の手続きによって導かれた道徳は、脱慣習的段階の道徳であり、妥当性を備えた道徳である。社会に通用している規範は、道徳としての規範と価値に分離する。いいかえれば、規範は、妥当性を付与された道徳と特殊な集合体や個人の生活形態にむすびついた価値 道徳化不可能もの とに分かれるのである。この道徳性と人倫性の分離、正義の問題と善の問題の分離は、道徳の認識において重要なことの一

つである。

#### 論議の規則から導かれた普遍化原則

社会に通用している規範に問題を抱き、その規範の妥当性を吟味することが、討議である。ハーバーマスは、討議の規則は、「言明が提示される際にあらかじめ暗黙の内に受け入れられ直観的に知られている語用論的前提の、明示化された形態にすぎない」と述べている。すなわち、討議という手続きそのものが道徳的であるといえる。

討議は、「係争中の当の規範にすべての人が従った場合に、すべての個人ひとりひとりの利害関心の充足にとって生ずる（と予期しうる）結果や随伴結果を、すべての関与者が受け入れる」という普遍化原則（U原則）を前提にしている。ハーバーマスは次のように述べている。この普遍的な特徴とは、「道徳規範が無条件の普遍的な当為文の形式を持たねばならない」ということだけではなく、「すべての関与者に共通な利害関心を明らかに体现しているため、全員の同意が得られるような規範」ということになる。そのため、特定の集団や個々人がある規範を検証するだけでは充分ではなく、普遍化原則とは、すべての人の声が反映された規範が成立するための論議のあり方、規則であり、唯一の道徳原理なのである。

この普遍化原則が成立して初めて、討議倫理学の原則（D原則）が意味をもつ。D原則とは、「規範は、すべての可能な関与者が、実践的ディスカッションの参加者として、その規範が妥当しているという諒解を求める（ないしは、求めるであろう）場合にのみ、妥当を要求できる」というものである。すなわち、普遍化原則によって、すべての人にとっての道徳が想定されているからこそ、規範の妥当性を求めるという討議倫理学が意味をもつのである。

このようなハーバーマスの討議倫理学は、

アーペルの超越論的語用論を導きの手としながらも、究極的根拠づけの立場をとることはない。なぜなら、理論以前の知を再構成することやその普遍性要求は、誤りうるからである。そのため、討議倫理学において、何が道徳的な問題なのか、という内容に関することは問題にならない。討議は「あらゆる内容にオープンである」とされる。

#### （２）討議倫理学と道徳教育

ハーバーマスにとって、道徳意識の獲得は私的で単なる内面形成に帰することではなく、規範そのものを組み替える手続きのことであり、そこにコールバーグとの違いをみることができる。このようなハーバーマスの提案は、道徳意識の段階を相互行為能力と自我同一性の発達プロセスから捉え直したモデルであるといえる。ハーバーマスが重視したことは、自我同一性は自我単体によってのみ形成されるのではなく、他者への依存や結びつきによって形成される、ということであった。いいかえれば、ハーバーマスは、自己と他者を相互形成的なものとして捉えており、その形成を促すのがコミュニケーションや討議といった相互行為能力であった。

また、ハーバーマスはピアジェとコールバーグが用いた「構成的学習」という概念に注目する。ここでいう学習の意味内容は、「前の段階では正しいとみなしてきた道徳判断がどうして誤っていたのかを説明できる」ようになる、ということである。そこでは、既存の社会のなかで獲得した規範の正しさに対して、学習者が仮説的態度をとることによって、構成的学習が可能になる。それゆえ道徳的な成長は、構成的学習が重ねられることによって展開する出来事である、といえる。

こうした構成的学習の重なりは、学習者に単に社会で通用している規範と妥当性を有している規範との区別をうながす。この点にハーバーマスの強調点があり、コールバーグ

の3水準6段階をベースに、規範の変容を射影におさめた道徳意識の形成過程を提示している。

### (3) 討議倫理学が教育学に与える示唆

野平慎二は、コミュニケーション的理性という概念の導入によって啓蒙の理念の再構成を図るハーバーマスの試みを、近代教育批判という文脈で論じる。「理性を啓発することにより自律へ、そして真理へと到達することの可能性を説く啓蒙の理念は、教育学的な基礎図式を提供する」。それゆえ、アドルノとホルクハイマーによって展開された理性批判は啓蒙批判を経由して教育学の基盤を一掃してしまうことになる。このように、啓蒙批判が教育学批判へとつながることを重要な課題とする野平は、ハーバーマスが彼のコミュニケーション的行為理論において、コミュニケーション的理性によって啓蒙概念の再構成をおこなっていることに着目し、その意義を強調する。

野平は、ドイツの教育哲学者エルカースによる以下のようなハーバーマス批判を取り上げる。教育的行為とは、啓蒙された教育者がいまだ啓蒙されていない被教育者に働きかけるという営みであり、また、教育とは、教育者による自らの私的な成果の追求ではなく、被教育者の能力向上をめざした営みである。こうした教育の特徴は、戦略的行為とコミュニケーション的行為というハーバーマスの二分法的な行為類型では説明できないことになる。「教育的行為は、その目的が教育者の都合のいいように被教育者を操作することではないがゆえに戦略的行為とはいえ、また被教育者との対等な討議が行われることはなく、むしろそのための能力が被教育者のうちに獲得されることを目指すものであるがゆえにコミュニケーション的行為と特徴づけることもできない」。そして、野平はエルカースのこうした批判が結局の

ところ、道具的理性に基づいた教育の枠組みに依拠していることを批判し、教育の捉え方の再考が必要だと指摘する。つまり、エルカースもまた、啓蒙に基盤を持ち意識哲学に基づく教育概念に依拠してハーバーマスに対する異論を展開しているのであり、そのような意識哲学に基づく教育概念こそが再構成されなければならないというのが野平の主張であった。

藤井佳世は、エルカースの教育概念が依然として意識哲学的な教育概念である点を問題とする。非常に興味深いのは、藤井がホネットの承認論を用いて、「教える者と学ぶ者というように社会的な関係が非対称であっても、両者が相互に存在を承認しあうという意味において、両者の関係は対称的である」と述べている点である。能力や成熟の落差という非対称性が教育の存立条件だとしても、こうした非対称的な関係は、教師は生徒を承認するだけでなく生徒からも承認されるという存在論的相互承認関係が成立して初めて成り立つのだという。ここから藤井は、「ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論は、存在承認という次元を取り入れてはじめて、自己形成論として展開できるはずである」と述べている。

### (4) 討議倫理学が道徳教育に与える示唆

松下良平は、強制なき合意の方法論的基準を設定しようとする試みの第一人者としてハーバーマスを取り上げる。松下にとって、道徳原理が正当化されるのは、「その道徳原理にあらゆる関係者が従うことによって生じる一般的な帰結を、その共同体内のすべての人々が、自然的選好(権力によって強制されたものとはいえない選好)に導かれて受け入れるときである」。これを松下は「強制なき合意」と呼んで、道徳原理の正当化を可能にするものと捉えている。この「強制なき合意」という基準を設定することで、「既成の

共同体や伝統の中に個人が幽閉されるのを拒否すること、つまり個人が自由にそれらを批判したり、新たな共同体や伝統を築くことを促すこと」が可能となる。そしてこの「強制なき合意」は、ハーバーマスの討議倫理学における普遍化原則（U原則）と近い親和性があるという。

しかしながら、松下は、ハーバーマスの討議倫理学に対して全面的に賛同しているわけではなく、ハーバーマスの論に含まれる難点を以下のように指摘する。「対立する双方が共通の実践に従事することによって同様の価値づけや身体感覚や感情をもつようになるまでは、どれほど熱心によき理由をめぐって議論したとしても、強制なき合意をつくることはできない」。ここには、ハーバーマスが理性による討議をとおした合意形成の力をあまりにも過信しているという松下の批判的な見解がよくあらわれている。

渡邊満はハーバーマスの討議倫理学を理論的に検討するだけでなく、それを実際の道徳授業実践へとつなげて討議を重視した道徳授業づくりを多くの学校教員と共同でおこなっている。

渡邊は個人と社会の関係をコミュニケーションを介した相互的なものと捉えるハーバーマスに注目して、規範構造の進化という観点から道徳教育の再構築を企図する。家庭における親子関係を例に挙げて説明すると、家庭における親子関係は子どもの成長とともに情緒的な結びつきから社会的役割を意識した結びつきへ、また権力的なタテ関係からヨコ関係へと変容する。「家庭の進化を生み出すのは親と子が共有している文化・道徳・集団的アイデンティティの基盤にある『規範構造』の進化ということになる」。子どもが成長するにつれて、親子の関係も広範・複雑・高度なものとなっていくが、それは関係を捉える視点が私的なものから公的なものへと移行し、より合理的な関係が達成

されるということである。したがって、道徳教育はこの規範構造を組み替えることによって集団の中での人間関係をよりよいものへと変え、同時にその中で個人が成長していくことがねらいとなる。

渡邊の論が学校における具体的な道徳教育実践に組み込まれる鍵は、学級もまた1つの社会として捉え（「教室という社会」）学級という社会を規定している規範構造の組み替えを図ることが道徳教育とりわけ道徳の時間のねらいとなる、という道徳の捉え方にあるといえるだろう。

#### （5）討議倫理学の課題

##### 送りがえしの問題

規範と価値を分離するハーバーマスの道徳思想は、妥当性を付与された規範はふたたび価値の世界へ、いいかえれば日常の生活世界へ送り返され、行為を支える根拠となる。しかし、討議倫理学ではこうした回路についてあまり詳しくは語られていない。道徳教育という観点からみるならば、この送りがえしの問題を含めて、道徳について考えていく必要があるように思われる。

##### 話し合い活動における留意点

ハーバーマスによれば、「参加者によって当たり前想定されていた理想的条件が少なくとも十分に近似的には満たされ得るようにするには、制度的な予備的措置が必要である」という。しかし、問題は、具体的にどのようなことまでがこの制度的な予備的措置に含まれるかである。そして、討議が討議であるために制度化された予備的措置を、討議において問題化することは可能なのだろうか。制度化された予備的措置は、それを問題化しようとする者の能力を評価して、討議への参加資格を認められるには不十分だと結論づけることのために使われることはないのか。それは却って、討議から排除される

者を固定することになりはしないだろうか。

「話し合い活動」が教室において制度化される際に陰に陽に講じられた予備的措置に関して、どの生徒にも抵抗する権利が保障されているのか、生徒の抵抗をてがかりにして「話し合い活動」自体を批判することができるのか、という検討課題が残った。

#### 【参考文献】

野平慎二「J.ハーバーマスの行為理論のもつ教育学的意味 コミュニケーション的理性による啓蒙の理念の再構成」教育哲学会編『教育哲学研究』第63号、1991年。

野平慎二『ハーバーマスと教育』世織書房、2007年。

Habermas, Jürgen(1983):*Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp. = 2000(三島憲一他訳『道德意識とコミュニケーション行為』岩波書店)

Habermas, Jürgen(1991):*Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp. = 2005(清水多吉・朝倉輝一訳)『討議倫理』法政大学出版社

ハーバーマス, ユルゲン(藤沢賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳)『コミュニケーション的行為の理論(中)』未来社、1986年。

藤井佳世「教育的関係におけるコミュニケーション的行為の可能性 相互承認による自己形成論へ」教育哲学会編『教育哲学研究』第88号、2003年。

松下良平『道德の伝達』日本図書センター、2004年。

渡邊満「教室の規範構造に根ざす道德授業の構想」林忠幸編『新世紀・道德教育の創造』東信堂、2002年。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

上地完治・藤井佳世・小林大祐・澤田稔「道德教育という観点からみた討議倫理学の意味と課題」『琉球大学教育学部紀要』第84集、2014年、151-164頁。

藤井佳世「ハーバーマスとコールバーグ 討議倫理学と道德教育」『横浜国立大学教育人間科学部紀要(教育科学)第17巻、2015年、99-113頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

上地完治・藤井佳世・小林大祐・澤田稔「討議倫理学が拓く道德教育の新しい可能性 ハーバーマス『道德意識とコミュニケーション行為』を中心に」日本教育学会第72回大会ラウンドテーブル(2013年8月28日、於：一橋大学)

上地完治「道德教育の『現場』に教育哲学をつなぐ ハーバーマスの討議倫理学に基づく道德授業づくりの試みを通して」教育哲学会第57回大会シンポジウム「思想と現場をつなぐ 教育哲学のフロンティア(1)」(2014年9月14日、於：日本女子大学)

〔図書〕(計 2 件)

守屋淳・澤田稔・上地完治編『子どもを学びの主体として育てる ともに未来の社会を切り拓く教育へ』ぎょうせい、2014年。

上地完治「教育哲学を道德教育につなぐ ハーバーマスの討議倫理学に基づく道德授業づくり」小笠原道雄編『教育哲学の課題 「教育の知とは何か」』福村出版、2015年、314-328頁。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

上地 完治 (UECHI, Kanji)  
琉球大学・教育学部・教授  
研究者番号：50304374

##### (2) 研究分担者

藤井 佳世 (FUJII, Kayo)  
横浜国立大学・教育人間科学部・准教授  
研究者番号：50454153

澤田 稔 (SAWADA, Minoru)  
上智大学・総合人間科学部・准教授  
研究者番号：00367690

小林 大祐 (KOBAYASHI, Daisuke)  
慶應義塾大学・教職課程センター・准教授  
研究者番号：50348819